

重要事項説明書 1

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)について (令和6年6月1日現在)

1.【介護保険証の確認】

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2.【事業所の概要】

法人名	医療法人 うずしお会
法人所在地	徳島県鳴門市撫養町立岩元地 280
代表者氏名	理事長 岩朝 昭
事業所名	岩朝病院
開設年月日	平成 21 年 4 月 1 日
所在地	徳島県鳴門市撫養町立岩元地 280
定員	20 名
電話番号、FAX 番号	088-685-8855 、 088-685-8856
管理者の職・氏名	管理者(医師) 岩朝 昭
介護保険事業所番号	3610210092

3.【事業の目的及び運営方針】

<事業の目的>

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と認定されたご利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

<運営方針>

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)については、利用者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス)計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画が作成されますが、その際、利用者・保証人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

4.【主な職員の職種、員数、勤務体制営業日および営業時間】

定員は 20 名です。従業者の職種と定数は次のとおりとします。

①医師1名以上

②理学療法士・作業療法士・言語聴覚士または看護師・准看護師または介護職員 1 名以上(うち理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は常勤換算で 1 名以上。)

営業日 ;日曜、祝祭日、国民の休日及び12月31日から1月3日までを除く毎日。

営業時間;午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで。

5.【協力医療機関等】

当事業所は利用者に対し事業所医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

< 協力医療機関 >

名称	医療法人 栄寿会 天満病院
所在地	徳島市蔵本町1丁目5番地1
電話	088-632-1520

< 協力歯科医療機関 >

名称	佐川歯科医院
所在地	鳴門市撫養町立岩七枚248
電話	088-685-2761

当事業所は利用者に対し当事業所での対応が困難な状態または専門的な医学的対応が必要と判断した場合、責任をもって他の専門的機関を紹介します。

6. 【利用料金】

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。1日当りの自己負担分は以下の次の通りです。※1単位＝10.00円。

介護保険制度適用による合計金額のうち、「介護保険負担割合証」に記載されている割合が利用者負担となります。(負担割合については、「介護保険負担割合証」にて確認をお願いします。)

(基本単位数＋加算単位数)×10.00×0.1(負担割合による)＝ご利用者負担額となります。

(1) 通所リハビリテーションの基本料金

1時間以上2時間未満	要介護1	369 単位/日
	要介護2	398 単位/日
	要介護3	429 単位/日
	要介護4	458 単位/日
	要介護5	491 単位/日
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	同意日の属する月から6月以内	560 単位/月
	同意日の属する月から6月超	240 単位/月
	医師が説明した場合、上記に加えて	270 単位/月
短期集中リハビリテーション実施加算(退院日又は認定日から3月以内)		110 単位/日
科学的介護推進体制加算(1月につき)		40 単位/月

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

要支援1	2268 単位/月	
要支援2	4228 単位/月	
利用開始から日の属する月から12月を超えて介護予防通所リハビリテーションを利用した場合	要件を満たした場合	減算なし
	要支援1の減算	-120 単位/月
	要支援2の減算	-240 単位/月
科学的介護推進体制加算(1月につき)		40 単位/月

(4) その他費用

○おむつ・紙パンツ・パット 種類・サイズによって異なります。

(5) 支払い方法

・「(介護予防)通所リハビリテーション利用契約書」第5条2に記したとおり、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃に発行し、所定の方法により交付しますので、利用者及び保証人は、連帯して、当事業所に対し当該合計額をお支払いください。

お支払い方法は原則として現金払いのみとさせていただきますが、当事業所の判断で必要と認められた場合は当方が指定する口座への振込でも可とします。

7.【緊急時の対応及び事故発生時の対応】

①緊急時の対応

利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所では、利用者に対し必要な措置を講じますが、当事業所の医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、まずは協力医療機関、次いで、他の機関での診療を依頼します。原則として、依頼前には身元保証人(緊急連絡先)へ速やかに連絡しますが、病状が深刻で、早急な対応が望まれる場合、緊急連絡先に連絡がつかない場合には、関係者への事前説明は行わず、当事業所の医師の判断により、医療機関へ搬送いたします。

②事故発生時の対応

サービス提供中にけが等の事故が発生した場合は応急処置をし、協力医療機関に受診、または救急車を要請した上でご利用者および保証人が同意書に記載した者に対し速やかに連絡します。重大な事故の場合は保険者である市町村に連絡します。また、当事業所では医療安全委員会を設置し常に事故原因を究明し、再発防止に努めております。尚、損害賠償に対応できるよう損害保険に加入しております。

8.【業務継続計画の策定】

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じています。

当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9.【虐待・身体拘束の防止について】

当事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。また虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

10.【サービスご利用時のリスクについて】

【契約にかかる確認事項(通所リハ)】を御覧の上、予めご了承下さい。

11.【苦情または要望】

利用者および保証人は当院の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対して、苦情または要望等を管理者に申し出ることができます。

直接職員等に言いにくい場合は、ご意見箱に投書下さるか、郵送でも構いません。また各市町村介護担当窓口(次頁)や徳島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス苦情処理委員会(Tel 088-665-7205)に申し出ることも出来ます。

苦情または要望等は担当部署が問題点を改善し、責任者が整理・記録し、管理者が管理します。ご不明な点、ご質問、ご意見、見学の希望等ございましたらご遠慮なくおたずねください。

・お問い合わせ

連絡先 Tel 088-685-8855

岩朝病院 通所リハビリテーション : 高岡正和

～附 則～

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

一部改訂 令和5年10月1日施行

一部改訂 令和6年6月1日施行

<各市町村介護保険担当窓口>

町村窓口	住所	電話番号
徳島市役所 保健福祉部 高齢介護課	徳島市幸町2丁目5	088-621-5586
鳴門市役所 健康福祉部 長寿介護課	鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地	088-684-1175
小松島市役所 保健福祉部 介護福祉課	小松島市横須町1番1号	0885-32-3507
阿南市役所 保健福祉部 介護・ながいき課	阿南市富岡町トノ町 12 番地 3	0884-22-1793
南部総合県民局 保健福祉環境部	海部郡美波町奥河内字弁才天 17 番地 1	0884-74-7361
阿波市役所 健康福祉部 介護保険課	阿波市市場切幡字古田 201 番地 1	0883-36-6814
美馬市役所 保健福祉部 長寿・障がい福祉課	美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 番地	0883-52-5605
三好市役所 みよし広域連合介護保険センター	三好市池田町マチ 2429 番地 1	0883-76-0030
西部総合県民局 保健福祉環境部	三好市池田町マチ 2415 三好庁舎	0883-76-0413
吉野川市役所 健康福祉部 介護保険課	吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1	0883-22-2264
石井町役場 長寿社会課 介護保険係	名西郡石井町高川原字高川原 121 番地 1	088-674-6111
藍住町役場 健康推進課	板野郡藍住町奥野字矢上前 52 番地 1	088-637-3115
板野町役場 介護保険係	板野郡板野町吹田字町南 22 番地 2	088-672-5986
つるぎ町役場 長寿介護課	美馬郡つるぎ町貞光字中須賀 42 番地 1	0883-62-3113
上板町役場 健康推進課	板野郡上板町七條字経塚 42	088-694-6810
神山町役場 健康福祉課 介護保険係	名西郡神山町神領字本野間 100	088-676-1114
海陽町役場 地域包括ケア推進課	海部郡海陽町大里字上中須 128 番地	0884-73-4312
勝浦町役場 福祉課	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3	0885-42-1502
上勝町役場 本庁 住民課	勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番1号	0885-46-0111
北島町役場 健康保険課	板野郡北島町中村字上地 23-1 北島総合庁舎	088-698-9805
松茂町役場 長寿社会課	板野郡松茂町広島字東裏 30 番地	088-699-2190
那賀町役場 保険医療福祉課	那賀郡那賀町延野字王子原 31 番地 1	0884-62-1141
牟岐町役場 健康生活課	海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4	0884-72-3417
佐那河内村役場 健康福祉課	名東郡佐那河内村下字中辺 71 番地 1	088-679-2971
美波町役場 福祉課	海部郡美波町奥河内字本村 18-1	0884-77-3614
東みよし町役場 福祉課	三好郡東みよし町加茂 3360	0883-82-6306

※その他の窓口 ; 徳島県庁 保健福祉部 長寿いきがい課 介護保険指導担当
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 TEL:088-621-2159

重要事項説明書2

個人情報の取扱いについて (令和6年4月1日現在)

1. 基本的事項

医療法人うずしお会岩朝病院(以下、当事業所という。)は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。)の保護の重要性を認識し、当事業所が提供する介護サービス実施に当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し個人の権利利益を侵害する事のないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

2. 秘密の保持

当事業所は、介護サービス提供により業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

3. 当事業所従業員の遵守

当事業所は、当事業所に従事している者に対して、在職中及び退職後においても業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報保護に必要な事項を遵守させるものとします。

4. 収集の制限・内容の正確性の確保

当事業所は、当事業所サービス提供を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法で収集するとともに正確かつ最新の内容に保つこととします。

5. 利用の制限

当事業所は、個人情報を取扱うにあたっては、その利用目的を特定し書面により同意されたものについてのみ利用します。また、利用目的外に利用する場合には、個別に書面により同意を得るものとします。尚、当事業所では外部からの利用に関する問い合わせ、また、広報誌等への、個人写真の掲載については、個別に希望を聴取し選択(同意)していただくようにしております。「契約にかかる確認事項(通所リハ)」の【個人情報に関する事項】へ丸印をご記入下さい。

6. 利用目的

当事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する当事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

(1) 介護関係事業者内部での利用目的

- ① 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理業務のうち
 - ・サービスご利用時の記録
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護、医療サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当事業所が利用者等に提供するサービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者や居宅介護支援事業所、介護予防支援事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当り、外部の医師等の意見・助言を求める場合

・検体検査業務の委託、その他の業務委託

・家族等への心身の状況説明

②介護保険事務のうち

・審査支払機関へのレセプトの提出

・審査支払機関又は保険者からの照会への回答

・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(3) 上記以外の利用

①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

②当事業所等において行われる学生の実習への協力

③当事業所での作業活動等の作品展示の名札

④行政機関・介護関係事業者間等の研修会、研究会等への発表の資料

⑤協力医療機関との支払いを適切かつ円滑に行うために、当事業所より協力医療機関に個人情報を提供することがあります。

(4) 法令上、介護関係事業者が行うべき義務として

①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②居宅介護支援事業者等との連携

③利用者が偽りや不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

⑤生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

(5) 行政機関等の報告徴収、立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの

①市町村による文書等提出等の要求への対応

②厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応

③都道府県知事による立ち入り検査等への対応

④市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等

⑤事故発生時の市町村への連絡

7. 利用同意の取り消し

個人情報を取得する時点で、本人の同意がなされたもののうち、その一部について同意を取り消す旨の申出があった場合は、その後の個人情報の取扱いについては、本人の同意が取り消されなかった範囲に限定して取扱うものとします。

8. 保有個人データの開示

当事業所が保有する個人データについて、本人から開示等の求めがあった場合には、担当者の意見を聴いた上で、速やかに開示等をするか否か等を決定します。なお、開示等をしない場合は、その理由を文書で通知します。

開示等の受付先 ; 苦情受付担当者(医療法人うずしお会岩朝病院 高岡正和)

開示手数料 ; 実費

9. 苦情処理体制

個人情報利用の取扱いに関して相談・苦情・疑問・開示を希望される場合には、前項の苦情受付担当者にお申し出ください。

～附 則～

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

一部改訂 令和5年10月1日施行

一部改訂 令和6年6月1日施行